

東京都子供・子育て会議
全体会議（第３６回）
議事録

日時 令和８年８月３日（月）１７時００分～１８時５５分

場所 東京都庁第一本庁舎３３階 特別会議室Ｓ６

次第

- １ 開 会
- ２ 委員紹介
- ３ 検討事項
 - 東京都子供・子育て会議の進め方について
 - 東京都子供・子育て支援総合計画（第３期）の中間見直しに向けて実施する子供からのヒアリングについて
 - 幼保連携型認定こども園に、理学療法士などの専門職を配置する特例について
- ４ 報告事項
 - 東京都子供・子育て支援総合計画（第３期）の進捗状況の評価について
- ５ 閉 会

出席委員

山本会長、安部副会長、高橋副会長、青木委員、東委員、遠藤委員、大勢待委員、尾崎委員、栗林委員、小林委員、澁谷委員、下竹委員、首里委員、杉田委員、鈴木（栄）委員、鈴木（崇）委員、関委員、常安委員、豊島委員、鳥居委員、中山委員、藤井委員、溝口委員、村山委員、八木委員、山崎委員、山下委員、和田委員

配付資料

- | | |
|-----|--|
| 資料１ | 東京都子供・子育て会議委員名簿 |
| 資料２ | 東京都子供・子育て会議行政側名簿 |
| 資料３ | 東京都子供・子育て会議のグラウンドルール（案） |
| 資料４ | 子供・若者の委員が参加しやすくするための工夫 |
| 資料５ | 東京都子供・子育て支援総合計画（第３期）中間見直しスケジュール |
| 資料６ | 東京都子供・子育て支援総合計画（第３期）の中間見直しに向けた子供の意見を聴く取組について |
| 資料７ | 幼保連携型認定こども園における理学療法士等の配置に関する特例について |
| 資料８ | 東京都子供・子育て支援総合計画（第３期）の進捗状況の評価について |

資料 9	東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）評価指標・アウトカム
資料 10	東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）評価指標に係るグラフデータ
資料 11	東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の事業の概要と実績（令和7年度末）
委員提出資料	
参考資料 1	東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の概要
参考資料 2	東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）子供向け資料（中高生版）
参考資料 3	こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン
参考資料 4	こども・若者の審議会等への参画の推進に向けた基本的な考え方について
参考資料 5	こども都庁モニター令和6年度第2回アンケート結果（抜粋）

開 会

午後 5 時 0 0 分

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 3 6 回「東京都子供・子育て会議」を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、本部会の書記を務めます福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長の平川と申します。

それでは、事前に御送付いたしておりますお手元の配付資料についての御確認をお願いいたします。

資料の 1 枚目、次第に配付資料の一覧を記載しております。

資料 1 から 1 1 までと、参考資料が 1 から 5 まで、資料の御用意をしております。

また、閲覧用として、昨年度策定いたしました第 3 期東京都子供・子育て支援総合計画の冊子も御用意いたしております。なお、令和 8 年度から新たに委員に就任した皆様には、会議に先立ち、冊子を郵送しております。

続きまして、操作の説明に移ります。

お手元の i P a d にて、昨年度末に策定しました第 3 期計画と参考資料を御覧いただけます。左下部にございます一覧のアイコンをタップしていただきますと、全ページがサムネイル表示されます。

また、会議中、御発言いただく際、皆様に同一のページを見ていただく必要がある場合におきましては、御発言の冒頭に資料のページ数を御教示ください。

タブレットについて、不具合、不明点などございましたら、周囲に控えております職員へお声がけください。

この会議は公開となっております。傍聴の方や、オンラインではありますが報道関係の方もいらっしゃるほか、配付資料、議事録については、後日、ホームページで公開することを申し添えます。

また、御発言の際は、机上のマイクを御使用いただきますようお願いいたします。

本日の出欠状況ですが、委員 3 0 名中 2 名の御欠席の連絡をいただいております。

一部の委員は、まだお見えになっていらっしゃるかもしれませんが、しばらくしたら参加されると思いますので、開会させていただきたいと考えております。

それでは、ここで議事に先立ちまして、福祉局次長の浅野より一言御挨拶を申し上げます。

浅野次長、よろしく申し上げます。

○浅野福祉局次長 福祉局次長の浅野と申します。

本日は、お忙しいところ、子供・子育て会議に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。子供政策連携室、生活文化局、教育庁、そして福祉局の4つの局を代表いたしまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

日頃から、東京都の子供・子育てに関する取組に御理解と御協力をいただいておりますことを改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日でございますけれども、委員が新しくなりまして初めての子供・子育て会議でございます。委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

今期からは、子供・若者の当事者の皆さんと学童保育に関わる団体の委員にも御参加いただいております、新しい体制でのスタートとなります。特に、都知事の下におかれまして都の政策について御意見をいただくための会議に子供・若者の当事者委員に御参加いただくことは、東京都にとっても新しい取組でございます。年齢や立場にかかわらず、様々な御意見をおっしゃっていただきたいと思います。

改めて申し上げますけれども、この子供・子育て会議でございますが、幼児期の教育や保育、地域での子育て支援をよりよく進めるために設けられた会議でございます。子供や子育て家庭を支える取組を計画的に進めるために検討を行いまして、委員の皆様からいただいた御意見や御指摘を計画に反映してございます。ぜひ忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

前の第6期の2年間では、第3期東京都子供・子育て支援総合計画の策定や、その取組をどのように評価するかにつきまして御議論いただいております。今回の第7期の2年間では、令和9年度に予定してございます第3期計画の中間見直しに向けた議論が中心となりますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、最近大きく報道されておりますけれども、都内の日本人の出生数はこれまで減少が続いていたところ、令和7年は前年より1%増加いたしました。増加に転じたのは10年ぶりでございます。これからも皆さんの御協力をいただきながら、子供を持ちたいと考える人が安心して子供を産み育てられる社会を目指し、また一人一人の価値観や考え方を大切にしながら、ライフステージを通じた切れ目ない支援を進めてまいりたいと存じます。

引き続きの力添えをお願い申し上げ、加えまして、委員の皆様方の積極的な御議論をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、続きまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の資料1として委員名簿を御用意してございますが、こちらは五十音順になっております。まず会長・副会長を御紹介させていただきまして、その後はこの名簿に従いまして、順次御所属とお名前をこちらのほうで御紹介させていただきます。

東洋英和女学院大学人間社会学部教授、山本真実委員です。

さきに書面にて実施させていただきました互選によりまして、山本委員には、本会議

の会長及び幼保連携型認定こども園部会の部会長をお願いしております。また、6月23日に開催されました病児保育部会において、病児保育部会の部会長もお願いしております。

続きまして、工学院大学教育推進機構教授、安部芳絵委員です。

さきに書面にて実施させていただきました互選により、安部委員には、本会議の副会長をお願いしております。

続きまして、東京学芸大学教育学部教授／日本教育工学協会会長、高橋純委員でございます。

さきに書面にて実施させていただきました互選により、本会議の副会長をお願いしております。

葛飾区長、青木克徳委員です。

本日はオンラインで御参加いただいております。

国際学院埼玉短期大学幼児保育学科准教授、東敦子委員です。

本日はオンラインにて御参加いただいております。まだですかね。

大正大学人間学部人間科学科教授、池田心豪委員です。

所用により本日は御欠席となっております。

東京都民間保育協会副会長、遠藤正明委員です。

本日はオンラインで御参加いただいております。

青梅市長、大勢待利明委員です。

本日はオンラインにて御参加いただいております。

東京都家庭的保育者の会代表、尾崎佳代子委員です。

東京都認定こども園協会副会長、角田亨委員です。

本日は所用により御欠席となっております。

認定NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長、栗林知絵子委員です。

東京商工会議所企画調査部副部長、小林美樹子委員です。

本日はオンラインにて御参加いただいております。

関東学院大学社会学部現代社会学科教授、澁谷昌史委員です。

本日はオンラインにて御参加いただいております。

東京都社会福祉協議会理事、東京都社会福祉協議会保育部会部会長、下竹敬史委員です。

本日はオンラインにて御参加いただいております。

東京都医師会理事、首里京子委員です。

本日はオンラインにて御参加いただいております。

都民公募、子育て当事者、杉田夏木委員です。

都民公募、子育て当事者、鈴木栄富委員です。

東洋大学福祉社会デザイン学部教授、鈴木崇之委員です。

東京都私立幼稚園連合会理事、関政子委員です。

東京都民生児童委員連合会副会長、常安雅彦委員です。

本日はオンラインにて御参加いただいております。

都民公募、子供・若者当事者、豊島えみり委員です。

東京都国公立幼稚園・こども園長会会長、鳥居三千代委員です。

東京都学童保育協会副会長、中山勇魚委員です。

都民公募、子供・若者当事者、藤井沙羅委員です。

本日はオンラインにて御参加いただいております。

公益社団法人日本こども育成協議会会長、溝口義朗委員です。

三多摩学童保育連絡協議会事務局次長、村山洋子委員です。

一般社団法人東京都PTA協議会事務局長、八木晶子委員です。

瑞穂町長、山崎栄委員です。

本日はオンラインにて御参加いただいております。

高知学園大学・高知学園短期大学学長、山下文一委員です。

日本労働組合総連合会東京都連合会政策局次長、和田恵里委員です。

次に、東京都の出席者の御紹介を申し上げます。資料2に名簿を用意しております。

先ほど御挨拶させていただきました、福祉局次長、浅野直樹です。

福祉局子供・子育て支援部長、天野哲史です。

本会議の幹事長を務めさせていただきます。

副幹事長、幹事、書記、関係者につきましては、資料2の名簿の配付をもちまして紹介とさせていただきます。

この後の議事進行は山本会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○山本会長 皆さん、改めまして、こんにちは。

お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、新しく委員に就任いただきました委員の皆様、今後よろしくお願いいたします。

今回、オンライン出席の委員が大変多くございまして、意見などの聴取に少し時間を手間取るかもしれませんが、事務局の皆様にご協力いただきまして、議事がスムーズに行えますよう、御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速入らせていただきます。

検討事項の1番目「東京都子供・子育て会議の進め方について」ということで、まずは事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、事務局から説明します。

まず、資料3を御用意ください。

今年度、東京都子供・子育て会議から初めて子供・若者当事者委員を迎えること、そ

ういった機会に、もともと当たり前ではあるのですけれども、委員の皆様が安心して会議に参加できる会議のルールを作成したいと考えています。

こちらは子供・子育て会議のグラウンドルール(案)としまして、内容としましては、こども家庭庁のガイドラインのほか、昨年度、子供・若者委員の参加について、委員の皆様非常にたくさんの御意見をいただきました。また、今回、連合東京の和田委員からも事前に意見書として、会議の進め方などの意見をいただきました。それらを踏まえて案を作成しました。御覧いただければと思います。

内容としましては、太字で示したものが主な内容でして、年齢や立場に関係なく、誰もが等しく会議に参加します。

一人一人の考えを大切にします。具体的には、まとまっていなくても言ってみてもいいですよとか、一度言ったことをなしにして、ほかのことをやっぱりという形で言っても構いませんというふうにしています。

また、自分のペースで参加することができますとしております。話したくないことは無理して話さなくてもいいということですし、分からないことは遠慮なく質問してほしいということです。会議でなかなか言いづらくて言えなかったということについては、会議後、メールですとか、あと事務局に直接意見を伝えていただければと思います。思っていることは、皆さんから本当に伝えていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

あと、お互いの意見を大切にしますということで、誰かが話しているときは、当然ですが発言をしたり遮ったりしないということ。全員が話せるように一定の配慮もお願いしますということです。

あと、代表として気負わず、特に子供・若者委員の皆様は、子供代表だから、若者代表だからというふうに思いがちかもしれませんが、代表として気負わず、個人の考えを話して構いませんとしています。

誰もが安心して発言しやすい雰囲気づくりをみんなでしたいと思っています。

あと、特に事務局側のほうになってくるかと思いますが、専門用語や難しい言葉は避け、分かりやすく話したいと思います。皆さんも御協力いただければと思います。

もちろんですが、不適切な言動等により、ほかの人を傷つけることがないようにします。

あと、途中で休憩したり退出したくなりましたら、遠慮なく職員を呼んで、断っていただければと思います。よろしくお願いします。

続いて、次の資料についても説明したいと思います。資料4を御覧ください。

我々、初めて子供・若者委員の方を迎えるに当たって、子供・若者委員の方が参加しやすくなるための工夫を試行錯誤しながら、あと昨年度、皆様からいろいろとアドバイス、意見をいただいたものも踏まえて、実施してきたことを報告したいと思います。

まず、委員に任用される前後でございまして、実際には4月から任用ですが、3月末

にオンラインで公募委員の皆様と、子供・子育て会議はどのような会議かとか、なぜ子供・若者委員がこの会議に参加することになったのかなどを説明しました。参加する上で不安なことや必要な配慮などについても伺いました。あと、書面で会長・副会長を選ぶことについてから始まったので、ちょっと分かりづらいかと思ひまして、その説明も事前に行いました。

また、都の相談・連絡先は、いろいろな方から連絡が行くと煩雑になってしまいますので、一つにまとめました。

続きまして、会議が始まる前についてでございますが、直前、7月に開催時期の希望を先に、子供・若者の方などは学校ですとか様々スケジュールもありますので、この会議は割と昼間に実施していたのですが、今回は夕方という形になりましたが、事前に予定をお聞きしました。

また、7月にオンラインで事前の説明をまた行ひまして、当日初対面で緊張することを少しでも緩和したいと思ひまして、会長・副会長とオンラインで顔合わせを行ひました。また、当日の進め方、資料がそのときには大分固まってきたので、事前に概要なども説明して、御意見を伺ったりしました。意見を出す場合は、事前に指名をする内容とか、そういったものを知らせておいたほうがいいかなどについても相談しました。

当日、少し早く子供・若者委員の方にはオンラインで入っていただいたりとか来ていただいて、会長・副会長と雑談する時間も設けました。

会議の進め方としましては、左下です。今、グラウンドルールということで提案しましたが、話合いのルールを決めましょうという形で提案しました。

あと、事前に服装についても、スーツなどは避けて、カジュアルな服装で参加することを皆様にお願ひしました。

今後もそうなのですが、専門用語などは避けて、分かりやすい資料を作成してみています。

座席の配置を工夫しましたということなのですが、今まで参加されていた方は変わったかなと思ひれていますでしょうか。実は都庁の管理職の職員は極力オンライン参加にしまして、後ろにもずらっと管理職の職員が控えていましたが、職員の人数を減らして、少し圧迫感を減らしたような状況でございます。そういったような工夫をしました。

座席は、子供・若者委員の方は会長・副会長の近くの席にして、特に子供の権利に造詣の深い安部委員の近くに席を設けさせていただきました。

会議が終わった後、この後ですけれども、我々としましては、皆さんも含めて、子供・若者委員だけではないのですけれども、参加した感想をぜひ伺いたいと思ひています。次回の会議をよりよくするために活用させていただきます。

あと、会議中に言えなかったことについては、後日改めて意見を出せるように、少しメールなどで連絡をさせていただければと思ひています。

また、子供・若者の意見を反映するというときには大変大切な考え方ですけれども、子供・若者の意見は大切に検討し、どのように活用されたか、生かせなかった場合はその理由もできるだけ分かりやすく伝えるということにしていまして、これはもちろん子供・若者委員に限らず、子供・子育て会議の委員の皆様にも共通することですので、事務局として努めてまいりたいと考えています。

説明は以上になります。

○山本会長 ありがとうございました。

では、今、説明のございました資料3と資料4の2つにつきまして、コメントや御質問のある方はお願いしたいなと思っています。20分ぐらいを予定しておりますので、その間、挙手をしていただければと思います。オンラインの方も、適宜発言の意思を示していただければ、私のほうで指ささせていただきます。いかがでしょうか。

グラウンドルールは、本来は普通に私たちが守っていくべきものであって、今回は新しい委員をお迎えするということで、改めて策定しましたがけれども、本当はこれまでも同様に守られていなければならないことであったのかなと思います。これは事前に子供・若者委員の方にも意見をお願いしておりましたので、豊島委員、お願いします。

○豊島委員 豊島が話させていただきます。

資料3と4を通して、感想にはなってしまうのですが、幾つかすごくありがたいなというポイントがありまして、特に印象的だった3つをお話しさせていただければと思います。

まず、資料3のグラウンドルールの5つ目の○の代表として気負わずというところのルールが自分の中では斬新で、なおかつすごくありがたいなと思っていて、私だけに限らず、子供の意見を聴く場でほかの友達とかと関わる中で、どうしても個人的な考えだったりとか、経験だったりとか、思いは、こういうフォーマルな会議だったりとか、大人に伝えていいのかというような結構葛藤があるよねというような話をされていて、この文言があることによって、個人的な意見だけれども、こう感じたから話していいんだというふうに、すごく話しやすいなと思って、このグラウンドルールは私にとってすごく大切だなと思いました。

2つ目になるのですが、資料4です。繰り返しにはなってしまうのかもしれないのですが、事前に、なぜ子供・若者委員が会議に参加することになったのかというような経緯だったりとか、あとは事前の顔合わせだったりとか、会議のどのようなタイミングで意見を聞いてくださるのかということも御説明があったことで、どうしても意見をこういうふうに話す場の前には、何を話せばいいんだろうとか、不安だったりとか、予測ができなくて大丈夫かなとなりやすいのですが、今回、この会議に参加させていただくに当たって、少し安心した気持ちで臨めたのですごくありがたいなと思いましたし、これからはほかの子供、私だけに限らず、この御説明があるとありがたいなと思いました。

3つ目なのですけれども、資料4の会議の進め方の中のカジュアルな服装と座席の工夫というのもまたすごくありがたいと感じました。どうしてもフォーマルなこういう会議だったりとかすると、ほかの方がスーツとかぴしっとした感じのものを着ていらっしやると緊張してしまうというところもそうですし、自分自身がどういう服装を着ていけばいいんだろう、この服装は駄目って思われちゃうかなというような迷いが生じたりもすると思うので、そこの配慮はすごくありがたいなと思いました。

あと、座席、今回すごく人数を減らして、そして安部さんとも近くにさせていただいて、安心してお話しできているのですごくありがたかったです。

3つなのですけれども、以上です。

○山本会長 どうもありがとうございます。本当に堂々と皆さんの顔を見て話して下さって、私たちも反省しないといけないですね。私たち、いつもちょっと伏し目がちで意見を言ったり、紙を見ながら言ったりしていますので、これから少しそういう感じで。ありがとうございます。

藤井委員、オンラインで入ってくださっていますけれども、お願いできますか。

○藤井委員 初回にもかかわらず、オンラインになってしまい申し訳ありません。

私も資料3、4に関して感想を述べさせていただきます。まず、資料4についてですが、本会議の前に、服装に関して、フォーマルな服装だと少し威圧感を感じてしまうかもしれません。と相談させていただき、反映してくださり、ありがとうございます。次に、資料3の○の3つ目、自分のペースで参加することができるという内容に関しまして、高校生として、実際に子供にとって必要な政策を作るために意味ある意見を加えることができるよう努力させていただきます。

さらに、会議で発言できなかった場合ですが、委員の一員としての責任を持ち、発言しようとは思っているものの、学生である私にとって、会議はフォーマルな部分になるので、会議とはまた別の場所で意見を言えるのはすごくありがたいと感じております。

最後に資料4に関しまして、会議が始まる前から本日に至るまで、オンライン上で事前説明を行っていただき、平川さんをはじめとした多くの事務局の方々に、連絡を細々してくださり、支えてくださり、本当にありがとうございました。

以上となります。

○山本会長 どうもありがとうございます。

今、藤井さんは御自身で高校生とおっしゃってくださったので、皆さんは初めて分かったかなと思います。名簿には名前、委員としか書いていないので、どういうお立場なのかというのが分からなかったかもしれないです。藤井委員は現役の高校生です。豊島委員は現役の大学生ということで参加をいただいております。忙しいところありがとうございます。

いきなり振られて緊張しますね。ごめんなさい。本当は最初に振るつもりはなかったのですけれども、ありがとうございます。

では、皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。資料3と4につきまして、感想、御意見でも結構ですし、子供・若者委員のお二人に何かお伝えしたいことでも構いませので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

では、鳥居委員、お願いします。

○鳥居委員 今の子供・若者当事者委員お二人のお話が本当に素晴らしいなと思ひまして、日本の未来は明るいなと思ひて、とてもこの会議が楽しみになりました。

先ほどお話があったように、つい話が難しくなってくると私もだんだん下を向いてしまうというところがありまして、忌憚のない意見をということをつつも皆さんにお話をいただいていますので、様々意見をお話ししていきたいなと改めて感じました。

そして、本当にこの取組がいろいろなところに広まっていくといいなと感じています。様々な区市でも始まっておりますけれども、ぜひ子供たちの声を聴くということを大事にしていきたいなと思ひています。

一方で、私は幼稚園・こども園の担当ですので、幼児に話を聴くというのはなかなか難しいところはあるのですが、でも結構本質を突くようなことを言ったりします。後で出てくる資料にも載っておりますけれども、ぜひ幼児にも話を聴く機会はいただきたいなと考えております。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

溝口委員、お願いします。

○溝口委員 溝口と申します。よろしくお願いいたします。

ウエルカムで、本当にうれしいことで、会議の色が変わりましたね。あんなに事務方が多いというのは威圧的だったということがよく分かりました。ということで、本当にうれしく思っています。

その上で、ですからちゃんとやっていかなければいけないなと思ひているのが、書面開催というのはよろしくないのではないかと思ひていて、こうやって出てきてくださったり、オンラインで出てくださっているのですから、基本は会議ですから、きちんと人と人が付き合いながら、もちろんオンラインは活用すればいいと思うのですが、そう思っております。

2点目、今、鳥居委員がおっしゃっていましたが、高校生、これは物すごく喜ばしいことですし、大学生に入っていて非常にうれしい。

一方で、これは子供・若者の意見なので、それよりも若年層のほうをどういうふうに聴いていくのかというのは課題として、まずここをスタートにしながら、きちんと考えていかなければいけないのではないかと。昨年の会議の中でもそういう御意見が何件かあったかと思ひます。ですから、これをスタートにしながら、より若年層のところまでのどこにアプローチしたらいいのかなというのを考えなければいけないのかなと。

それから、僕は実は腹が出てスーツが入らなくなってしまったのです。なのでこんな格好をいつもしています。それから、保育士で現場にいるものですから、今日も来るまでは保育をしていたのですけれども、カジュアルと書かれていたときに逆に困ってしまって、裸で行くのかなぐらいに思ってしまった、カジュアルが今度固定化すると実は厳しくないですか。どういったものがカジュアルなのかなとかね。

○山本会長 何でもいいということにする。

○溝口委員 そう、何でもいいですよと書いてくださると、節度ある何でもいい格好でと書いてくださるほうが、カジュアルが固定化するのなものという感じもあったので、どうでもいいことなのですから。

その上で、最後なのですが、我々会議に参加する側の姿勢が大事なのではないかというつもっていて、うちの園の子供たちにいろいろ話をしているときにやたら怒ることが、子供扱いするんじゃないよと言うのです。子供だからこういったところをこうしなければいけないと言うと、僕らはどうしても意見というのをまだ尊重しているうちは重要でいいことなのですが、そのうち付度するようになってしまって、だって当事者ですもの。当事者の意見だから大事にしなければいけないという姿勢。そうすると今度、実はせっかくの委員さんのほうも、例えば厳しい意見だとか、それからこういった内容に反対するような意見は出しにくくなるのではないかなと思っているものですから、本当にそこは対等な立場として、子供も大人もないねと。その上で会場は、今のルールのように、お互いが尊重されながら意見が申し上げやすいような場、子供だからではないよというところはきちんとしておかないと発言がしにくいのではないかというのと、私たちが逆に今度付度して、昔は児童中心主義というのはそうやってできたということですから、その辺りのことを我々参加者側もいつも気にしなければいけないのではないかなと思っています。

以上でございます。

○山本会長 ありがとうございます。

オンラインは大丈夫ですか。

そのほかいかがですか。

杉田委員、お願いします。

○杉田委員 公募委員の杉田です。

先ほど、若者当事者のお二人が、安部副会長のことを安部さん、平川課長のことを平川さんと言っているのを聞いて、いいなと思いました。グラウンドルールの一番上に、年齢や立場に関係なく、誰もが等しくと書いてあります。委員の名簿を見ていると、すごくいろいろな立場の方、たとえば区長さん、市長さん、町長さんのような、普段接する機会がない方もいらっしゃいます。委員という呼び方で統一するのもあると思いますが何々さんと呼び合えるのはすごくいいなと先ほど聞いていて思いましたので、感想としてお伝えします。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

私が最初から振るときに杉田さんと言えばいいのですね。そうすると何となく。頑張ります。

○杉田委員 感想なので、採用されなくても結構です。

○山本会長 でも、結局そうしたほうがいいのかなと思いますので、もしできなかったときも責めないでいただければと思いますけれども、頑張ります。ありがとうございます。
では、安部さん。

○安部副会長 安部です。ありがとうございます。

まず、豊島委員と藤井委員、今日は参加してくれて、意見を言ってくれて、ありがとうございました。この子供・子育て会議で子供・若者委員に参加してほしいねという話はずっとしてきて、ようやく実現できて、とてもうれしいなと思っています。

子供・若者委員の参加に当たって、事務局は非常に頭を悩ませて模索しながら資料3、4を作ってくれました。子供・若者委員、それからほかの委員の皆さんの意見も聴きながら、これからまたアップデートをしていくことになると思うのですが、私からは1つお願いがあります。基礎自治体の子供・子育て会議でも、子供・若者委員が参加するに当たっては、今回の資料3、資料4は非常に重要な資料、モデルになると思いますので、よければ区市町村が参考にできるようにこの資料をここからさらに改善していきながら、普及啓発していただけると嬉しいです。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

この件につきましては、またアップデートしながら、話し合いながら、もし守られていないところがあれば直していったり、追加したほうがいいものがあればまた追加していったりということもしていきながらしていきたいと思ひますし、今、安部委員が、おっしゃってくださったように、他の自治体に対して少しモデルになるようなものとして発信できる形に何かしらできるといいかなと思います。

それでは、今、鳥居さんと溝口さんが意見として出してくださいました高校生以下の低年齢とか若年層、幼児も含めまして、その辺りに対する意見聴取やその機会につきまして、どういうふうに今後考えていったらいいかということ、次の話題にも関係はしているのですが、事務局のほうからお答えいただければなと思っています。いかがでしょうか。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 事務局からお答えします。

次の議題の説明とつながるのですが、昨年度、子供・若者委員の方、どの年代の方から参加していただくかというのを、昨年度の委員の皆様にもいろいろと御意見を伺ったり、都庁の中でも何度も何度も話し合っ、中学生はまだ少し難しいというか、事務局側とか東京都側のノウハウや力量の問題もあるかなというところで、まずは高校生の

方と大学生の年代の方に参加いただくという形で、皆様からも何とか御了承等いただきまして、このような形になりました。

ただ、一方で、いろいろなお子さんの意見を聴くということだと、アンケート調査ですとか、居場所に出向いてのヒアリングですとか、子供政策連携室のほうでも様々なありとあらゆるツールだとか場を活用して子供の意見を聴く取組をしていますので、それを最大限使わせていただきまして、いろいろなお子さんの声を聴いていきたいと考えております。

今回、皆様からの御意見も強いというのもありまして、私たちも子供の居場所のヒアリング、次に説明しますが、保育所も対象にしようかなと考えているところです。

説明は一旦以上になります。

○山本会長 ありがとうございます。

この後も引き続き、事あるごとに子供たちの意見を聴ける機会をつくっていくということの姿勢は変わりませんので、また御意見いただければと思います。

子供政策連携室などでも、今日はタブレットにもモニターの結果も出ていますし、いろいろなところで聴いている意見を取り入れながら、計画策定に生かしていきたいと思っています。いろいろありがとうございました。

それでは、次の検討事項2のほうに移らせていただきます。中間見直しに向けて実施する子供からのヒアリングについてということで、今の検討も関係しますので、事務局のほうからまた御説明をお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 資料5と6を使って説明するのですが、その前に、お手元に参考資料1の子供・子育て支援総合計画の概要というものを御用意できますでしょうか。参考資料なのでタブレットのほうです。

今回初めて参加される委員の方もいらっしゃいますので、第3期子供・子育て支援総合計画の概要について、ごく簡単にフレームだけ御覧いただくかなと思っています。

まず、計画の概要なのですが、都における子供・子育てに関する総合計画という位置づけでして、3つの法律に基づいた一体的な計画になっております。主立ったものとしては、子供・子育て支援法に基づく子供・子育て支援事業支援計画の位置づけを持っているという形です。第3期なので、第1期はいつからかということ、子供・子育て支援法が施行された年なのですが、平成27年度に初めて計画が策定されました。令和6年度末に第3期の計画を策定して発表しまして、昨年度の令和7年度から5年間の計画としてスタートしているのがこの計画になります。

そして、次の説明に関係するのですが、5年間の中間の年に見直しをすることになっていまして、その見直し自体が来年度、令和9年度に見直し予定という形になっております。

計画の理念はここにあるとおりで、改定のポイントとしては、保育サービスだとか学童クラブの状況が変わってきたということで、方向性を少し転換したりだとか、あとは

子供の貧困対策について法律が新しくなって、子供の貧困解消というのが強く打ち出されたこともあるので、新しく目標として設定したり、④にありますように子供の意見を聴く取組としては、今までも実施してきたヒアリングの実施などをちょっと丁寧に拾い上げて、一つの章として計画にのせたりしました。

計画には6つの目標がありまして、1から6にあるような形で、乳幼児期だとか妊産婦への支援みたいなのが1番だったり、乳幼児期の教育・保育、保育サービスとか幼稚園とか幼保連携型認定こども園と言われるところのサービスの内容についてが2番だったり、3番は主に小学校以降、就学期以降のお子さんの成長を支えるような取組だったり、4番が先ほど申し上げた貧困に関しての目標を一つ決めましたという形です。5番は様々な課題を有するお子さんたちや家庭への支援と取組になっていまして、6番は本当に幅広く、ハード面に関する公園や道路の整備みたいなものから、ライフ・ワーク・バランスといった内容にまで、多岐にわたる内容で計画は形づくられております。

続きまして、資料5に戻ります。

今、御説明したとおり、子供・子育て支援総合計画自体は、中間年に当たる来年度に見直しを行います。見直しといっても策定と同じぐらい皆さんの御意見をいただきながら結構変えていくような形になっていますので、しっかり議論をさせていただきたいと思っています。

見直しのスケジュールなのですが、これまでとの変更点を提案させていただきたいと思います。子供の意見を聴く取組を計画の中間見直しの前の年に前倒しして実施するというのをしたいと思います。今までは、表の中の「これまで」というところを御覧いただきますと、計画の策定ですとか中間見直しと同じ年に子供の意見を聴く取組を実施しておりました。聞き取った子供の意見についてしっかり検討する時間が欲しいということもありまして、今年度、見直しの年の前年度に前倒ししてこの取組を実施したいと考えています。

また、併せてこの子供・子育て会議では、計画を策定したり見直した翌年度に、その計画の進み具合を見るような指標をつくっていたのですが、それはおかしいだろうということで、同時に進み具合、成果を見るような指標を設定して、計画策定した翌年度の当初から進み具合だとかを評価していただく必要があると考えましたので、翌年度に設定していた評価指標の検討・見直しを来年、見直しの年と同時並行で実施したいと考えています。

スケジュールについては下にあるとおり、来年度は会議の回数も増えていくような形になりますので、よろしくお願いします。

続きまして、資料6に移ります。これが今年度実施したいと思っている子供の意見を聴く取組です。

これから子供の居場所等におけるヒアリングを実施していきたいと考えていまして、今はまだ案の段階です。質問自体は、いま、あなたの身の回りで、もっとこうなったら

いいのにと思っていることがあるとか、東京がどんな街であれば、幸せでいられると思いますかという形で、前回と同じものを一旦設定はしております。

対象の施設は、一番下に令和6年度に実施した施設の種類ですとか箇所数、対象者などが載っているのですが、先ほども申し上げたとおり、対象に保育所なども追加したいと考えています。どのように未就学のお子さんからうまく聞き出すのか、どういう形でワークショップをしていくのかも検討が本当に必要だと思うので、アイデアなどいただければありがたいなと思っています。

そのほかは、児童館とか学童クラブ、児童養護施設などの小学校入学前から高校生相当のお子さんたち150名程度と考えています。

実施方法はヒアリングとアンケート両方で、ヒアリングをいきなり実施すると、なかなか意見が出てこない可能性もあるので、同じような内容を一旦アンケートしてもらってから、実施したりすることを考えています。

基本は聞き取るのはワークショップ形式で実施したいと思っているのですが、実施方法の1つ目のポツが新しいところで、ヒアリングだとかアンケートを実施する前に、子供・若者委員の方を含む五、六人のリーダー的な子供・若者の方に、ヒアリング自体にも参画いただいて、アイデアをいただきながら実施したいと考えていますので、制度の設計にも子供・若者に関わっていただくということを今回考えております。

続きまして、次の資料です。

案とありますが、こちらは報告になってしまうのですが、こども都庁モニターアンケートというものを子供政策連携室のほうで実施しておりまして、やはり見直しということなので、前回と同じ令和6年度にもこのアンケートを活用して子供の意見を聴きましたので、同様の内容でアンケート調査を実施しました。結果はまだ集計中なので我々も把握していないのですが、対象については、未就学児については保護者の方、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生相当の6区分で1,200人を対象にアンケート調査を実施していますので、またこちら結果が出ましたら皆様にお送りしたいですし、内容として次回紹介できたらと思っています。

次のページは本当に参考ですが、第3期、令和6度末に策定した計画のときにアンケート調査をどのように活用したかという資料、子供たちにアンケート結果をこういうふうに活用していますよと説明するフィードバックしたときの資料になっております。こういった形で意見も取りっ放しではなく、令和6年度も子供の居場所のヒアリングをしていたのですが、そのときも協力していただいた施設には、このように意見が出て、こんなふうに計画にのせさせていただいたという資料は送ってフィードバックをしています。

説明は以上になります。

○山本会長 どうもありがとうございました。

たくさんあるのであれなのですけれども、最初のところでは、計画全体を見直した上

で、まずはスケジュールですね。第3期計画の中間見直しにおいては、これまで1年後にやっていた2つのことを前倒しする。意見を聴く取組も、先に今年度聴いて、来年度反映できるようにすること。それから、評価手法の検討も、今年やって、来年きちんとその指標を使って評価ができるようにするというので、少し前倒しでやってみたいとか、みるようにしようとか、よくなるようにということで、ただ、来年度会議が多くなるかもしれないということも含めて御説明いただきました。スケジュールの話です。そして、その中に子供の意見を聴く取組の細かい内容がありましたので、資料6についてお話をいただきました。

関係する資料として、第3期にやってきたことなどもいただいたということで、この項目につきまして御意見をいただきたいと思います。順番はどういう順番でも、内容はどのようなものでも構いませんので、今、御説明いただきました資料に関してコメントがある方、御質問がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

鳥居委員、お願いします。

○鳥居委員 先ほどのお話のとおり、未就学児に意見を聴いていただくということで、すごくそれはありがたいなと思っています。ぜひ対象の表記の仕方を幼稚園・こども園・保育所、3つ入れていただけるとありがたいなと思っています。いろいろな環境にいる子供たちの同じような未就学児に話を聴いていただけるとありがたいなと思っています。

子供たちは結構いろいろ話はするのです。単独でインタビューとすると結構緊張して何も言えなくなったりするのですけれども、クラスの友達と一緒にわいわい話したりするといろいろな意見が出るので、そんな形で例えば担任の先生も一緒に併せて話を聴いたりすると、きっと子供たちのいろいろな意見が出るのではないかなと思います。

今回送っていただいた資料で子供の意見として記載されている、公園でボール遊びをしてはいけないというのをやめてほしいというような意見が、きっと子供たちの中から出るのではないかなと思うのです。そういうことがきっと幼児の中からも聞けると思うので、ぜひお願いしたいなと思っています。

それから、先ほどのスケジュールについては、私もそのほうがいいなと思っています。今年ちょっと多くなるかもしれないけれども、いろいろ子供さんの意見を聴いて、スケジュールを前倒してというのはとてもいい取組なのではないかなと思っております。

以上です。

○山本会長 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

豊島委員、お願いします。

○豊島委員 一つ質問という形になってしまうのですけれども、実施の施設の種類の中に、学校というのは実施するに当たって難しいということで、ないのかなというのが一つ気になりました。

○山本会長 去年やった案もあるし、今年も入らないのかなということですよね。これは先に答えてもらおうかな。いいですか。平川さん。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 子供の学校とか家以外の居場所という設定では実施している状況なのです。授業とかの関係もあるので、実際に学校は難しいかもしれないです。放課後だとかで残っているお子さんというのと、どうしても学童クラブになってしまったり、中高生の居場所みたいなのところも行ったりはできるので、そういったところで聞き取ることは想定してきました。

○山本会長 ありがとうございます。

学校以外の居場所というところが一応軸になっているというところ。大丈夫ですか。ありがとうございます。

栗林さん。

○栗林委員 今、学校は難しいという話があったのですけれども、学校の中に居場所があればそこで聴けるわけで、うちの地域の中学校では、学校内の中に先生でもない、親でもない、第三の大人につながるという場所をやっています。そういう学校も都内に幾つかありますので、そういうところから学校の声を聴くことにチャレンジするというのはありなのではないかなと思いました。

以上です。

○山本会長 貴重な御意見だと思います。ありがとうございます。

そのほか。

中山委員、お願いします。

○中山委員 大変すばらしい取組だとは思いますが、どうしてもアンケート調査とかを取ると、それに答える子というのは比較的そこを楽しくしている子とか熱心な子が多いのかなとこれまでの経験上思っておりまして、以前、図書に対するアンケートみたいなもの、どんな図書館がいいみたいなワークショップがある自治体で開かれたのですが、子供たちは非常に熱心な子たちが参加してくれたので、図書館は勉強するところだから勉強スペースを増やしてほしいという意見がすごく多くて、一方で、実際に僕らの居場所に来る子供たちに聴いてみると、もうちょっとカフェみたいな感じがいいという話があったりもするので、そのギャップが結構出てきたら怖いなと思ったのと、あと学童保育、放課後児童クラブとかも行かれると思うのですけれども、恐らくそこに来ている子たちというのは、放課後児童クラブに来ている時点で比較的楽しくしている子が多いのかなと思って、嫌だなとか、こういうところは嫌だから行きたくないなと思っている子たちはここにのってこないのかなというところもありますので、そういった居場所が今ない子とか、居場所に行けていない子たちの声をどうやって拾うかというところは検討していただきたいなと考えております。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。とても大事な視点ですね。

では、オンラインの藤井さん、お願いします。

○藤井委員 ありがとうございます。

資料6の質問に関してなのですが、子供に対する質問ということなので、①の場合だと、もっとこうなったらいいのという言い方だと少し抽象的過ぎるのではないかと感じましたので、年齢によって聴き方を変えるべきだとは思いました。例えば選択肢を追加するだとか、逆に不便なことまたは困っていることを聞くほうが子供たちは答えやすいのかなと感じました。2個目の質問に関しましても、どんな街であればという言い方も同様に、どんなところだったらとか、具体的な言い方に変えたりだとか。さらに、幸せという観点ですと、何が幸せかは人によって違うと思い、どうしたら楽しいのかという質問に変更したほうがいいのかと思いました。

○山本会長 ありがとうございます。

分かりにくいつて本当にそうですね。子供たちが答えやすいように検討が必要かなと思います。ありがとうございます。

今、青木委員から手が挙がっているようですので、お願いします。

○青木委員 ヒアリングの件ですけれども、2つお願いあります。

一つは、このように幅広くいろいろな方から意見を聴くということはとても大切なことですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、この施設がある場所なのですけれども、都心と周辺区域、三多摩、いろいろな場所があると思うのですが、場所によって課題も違うし、意見も違う可能性もあるので、なるべく都内のいろいろなところで聴いていただけるようなことを考えてほしいなと思います。それが一つです。

もう一つは、まとまった結果について当事者にも報告をしてもらうのはとてもよいことだと思いますけれども、できればこういった形で出したものを都民、区民にも何らかの形で知らせていただけると、こういうことを考えているんだということになるので、どこかの機会に知らせていただけるといいなと思っています。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

都内の中の地域性、ヒアリングするところによって少し差があるのではないかということなので、実施するときこういうところも見たいという御意見と、それから結果の公表の仕方についてということだったと思います。ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

では、安部委員、お願いします。

○安部副会長 安部です。3点あります。

まず1点目なのですけれども、資料5に関してです。簡単な質問です。この計画を前倒しすることに関して異論はないのですが、計画を前倒した場合に、令和10年度は具体的には何をする予定なのかというのを教えていただけたらなと思います。それが1

点目です。

2点目はフィードバックに関してです。資料6なのですけれども、子供の居場所等におけるヒアリングをした場合のフィードバック、もちろん第3期計画の中間見直しに反映するということはあると思うのですが、ヒアリングに協力してくれた子供たちであるとか施設等へのフィードバックは考えているのかどうかということをお教えください。

3点目は実施の対象についてです。乳幼児さんが対象に入ったのは非常によいなと思って伺っていました。この対象なののですけれども、具体的に第3期計画の6つの目標に対応する形で対象を考えてみるといいのかなと思いました。6つの目標の4あるいは5にあるように、例えば子供の貧困の関係であれば、令和6年度実績にプラスして、児童育成支援拠点であるとか、あるいは目標の5に関してであれば、障害のある子供たちへのヒアリング、例えば放デイに行くであるとかということも考えられるのではないかなと思います。

それから、先ほど豊島さんが学校ということをおっしゃって、栗林さんが校内カフェなど学校の中の第三の居場所の話をしてくれたと思うのですけれども、豊島さんが学校を挙げてくれた理由があるような気がしていて、よかったらその理由を伺いたいなと思いました。例えばその理由によっては、校内カフェに行ったほうがいいかもしれないし、学校以外の居場所でも聴けるかもしれません。もしよければ教えていただけたらと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

では、豊島さん、お願いします。

○豊島委員 安部さん、ありがとうございました。

実は理由があって、施設の中の居場所が幾つかここに挙げられていると思うのですけれども、学校であればより網羅的に意見を把握できるのではないかと考えたためです。私の経験になってしまいますが、周囲には、困難を抱えていてもそれが表面化していない子どもも多いというふうに関心、そうした子どもは声を聞くときにも対象となりにくく適切な支援策の反映につながりづらいという風に関心してきました。より困難を感じていたりとか、つらい状況にある子どもというのは、そのところにすらたどり着いていない場合があったり、それこそ先ほど中山委員のお話にもあったみたいに把握できる意見に偏りが生じてしまうこともあったりするため、この事業を考えていく中でより困難を感じている子供に意見を聴くというところでは、学校というところは様々な子供だったりとかがいると思うので、より網羅的にかつ適切にこどもの意見を把握できるのではないかと考えました。例えば学校という場で困難を感じている子供だったりとかすると、こういう支援にも行きづらかったりとか、意見をこういうふうに話すという場に応募しようと思わなかったりとかすると思うので、広範囲のところで子供たちの意見を聴けるように、やはりヒアリングの対象が広くあるといいのかなと思ったところです。

ありがとうございます。

○山本会長 ありがとうございます。

学校を検討する理由として、より広く取れる対象として学校のほうがあるかなというところですね。ありがとうございます。

回答はこれからまとめてやっていただくので、取りあえず今、意見を出していただいておりますけれども、いかがでしょうか。

下竹委員、お願いします。

○下竹委員 資料6の(2)の対象に保育所が今回から入ったということで、保育所の子供たちにどのようにインタビューすればいいかというお話があったと思いますが、一つ東京都の第三者評価が参考になるのではないかと考えています。保育所における第三者評価の利用者調査というのは保護者なのですけれども、児童養護施設では利用者アンケートは子供たちが行っているのですね。2歳児以上の子供たちに対してアンケート調査を行っているそうなのですけれども、実際には2歳児、3歳児も、場面観察方式を使えばそれなりの答えが出てくるという話を聞いたことがあります。4、5歳児だったら実効性のある聞き取り調査ができると思うのですけれども、小学生に満たない子供たちへのアンケート、インタビュー、気持ちを聴くというのは、一つ東京都の第三者評価を参考にすればいいのではないかなと思いましたので発言させていただきました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。大変有意義な御意見だと思います。ぜひ参考にさせていただきます。

和田委員、どうぞお願いします。

○和田委員 連合東京の和田と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどほかの委員の方がおっしゃっていたように、居場所のない子供たちの声も必要なのではないかと考えておまして、不登校の子供たちが低年齢化しているという実態もあります。令和6年度にやられたように、フリースクールですとか、今チャレンジクラスとかもやっていると思うのですけれども、そういったところをヒアリングしてみるのもいいのかなと思います。また、東京都がやられている「きみまも」というのが歌舞伎町にあると思うのですけれども、そこは18歳以上の子供たちもいるかもしれませんが、高校生ぐらいの子供たちもいると思うので、そういった子供たちの声を聴くのもいいのかなと思いました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。いろいろな策というか案が出て、もっと豊かになるかなと思います。

溝口委員、お願いします。

○溝口委員 意見というわけではなくて、今いろいろな御意見を聞いていた中で整頓をしたくて、事務方をお願いしたいのですけれども、子供の声を聴くというのは、参画とい

うふうに捉えていたのですけれども、例えばデータとして必要なこういうのがあるよというのであったならば、実際に今の第三者評価だとか、もっと言うならば困難な家庭、要対協だとか子供家庭支援センターのほうにたくさん声が入っています。ですから、それをデータ化すればいいだけの話だと思うのですが、ではなくて会議体に参加することで、参画というところで、今後東京をどうつくっていくかということに若者や子供が入っていくというような視点が必要なのかなと僕は今まで思っていたのですが、その辺の整頓をしたいので、事務局からお答えいただけるとありがたいなと思っています。

○山本会長 ありがとうございます。

では、その点も含めまして、時間的なこともあるので、少しまとめて御回答いただこうかなと思っています。よろしいでしょうか。もしどうしてもということであれば、また後でもお聞きしたいと思います。

今、様々な御意見がありました。まず、未就学児へのヒアリングについては、おおむね賛成の御意見がありましたし、そのやり方についても、第三者評価でのやり方、場面観察も含めていろいろな参考になる事例もあるので、どちらにしても未就学児、そしてまた保育所だけではなく幼稚園やこども園などの対象も入れていただけないだろうかという御意見も含めて、未就学児対象のアンケートと、それから学校をやはり入れたほうがいいのではないかと。学校の中にいる一般的な居場所にたどり着けない多くの多様なお子さんたちに聴くチャンスがあるのではないかとということもありましたし、また、学校の中に第三の居場所があるところを拾うということも一つあるのかなというところでの御意見もありましたので、学校関係の子供の意見をどうするかということの考え方についてです。

それから、安部委員から、計画を前倒ししたときの令和10年、何をするかということとか、溝口委員から、インタビューをするということの意見を聴くだけではなくて、受けたことによって参画をしたというような意味合いがあるのではないかとということがあるので、そこの部分をもう少し強調しながら対象を考えていくということも一つあるのかなと思いますので、その意見も踏まえた上で質問などをお願いします。

それから、青木委員と安部委員のほうからフィードバックのやり方についてありました。取って、計画にももちろん反映はするのだけれども、単体でやった調査についてどういうふうにするのか。当事者に対するだけではなくて、どのように広めていくかということ。

中山委員のほうから、これは懸念ということで出たかと思うのですけれども、図書館とかの居場所というときも、どのように子供が捉えているかによって、本来の機能と逆というか反対のような意見が多かったときにどうなるのかなみたいな懸念みたいなところもありましたので、聴き方と対象もありますので、ここのところの注意点をどういうふう to 今後考えていくかということ。

同じく、併せて居場所がない子供に聴くというのはとても大事なところなので、どう

やって居場所がない子供をピックアップするかというところも一つあるのかなと思いました。

そのほか、まだ私のほうが忘れていところがあるかもしれませんが、まず平川課長のほうでまとめてくだされば、お願いいたします。

あと、藤井委員から質問の内容を考えてほしいということでした。聴き方が曖昧だと分かりにくいということです。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 まず全体としてですけれども、子供の居場所のヒアリングについて、本当にたくさんの御意見をいただきまして、ありがとうございました。これは業者に委託する予定なのですが、まだ業者も決まっていなくて、内容もこれからというところなので、今いただいた意見については、居場所側がヒアリングの実施を受け入れてくれるかどうかというところがあるので、そこは全て反映できるか分からないのですけれども、今いただいた意見についてはトライを事務局としてはしたいなと思っています。

学校の中でも、授業中というのは難しいと思うので、学校の授業の中で組み込むというのは恐らく難しいのですが、それ以外、何らかほかの居場所には行けなくて、学校のここには来られているというようなお子さんがいらっしゃるということであれば、協力していただけるような学校を開拓したいなと思っています。

藤井さんからもらった質問についても、聴き方とか内容も年齢に合わせて具体的に質問したりとかする必要があるなと思いますので、アンケート調査でも工夫するし、あとは聴き方、ファシリテーターの方だとかも入っていただいてヒアリングするので、そこはそれこそ豊島さんや藤井さんの意見も聴きながら、うまく子供たちから意見を引き出せるようにしたいと考えています。

フィードバックの仕方なのですが、確かに結果について、結果がこうで、こういうふうに反映しましたよというのを計画には当然載せる予定であります。ただそれとは別に、子供たちにフィードバックした内容だとか、少し読みやすい形のものを作りまして、できればホームページだとかに載せられたらいいなと思いましたので、そこは工夫をしていきたいと思いますし、また皆さんにその内容も報告できたら、御意見いただけたらなと思っています。

あと、未就学の方の保育園・幼稚園に伺ったときの実施方法は、先生などともどういうふうにしたら引き出せるかというのも相談しながら、第三者評価の実施方法なども私たちが学びながら工夫できたらなと思いました。

溝口委員からいただいた参画というところで、広い意味で子供の意見の反映というのは、アンケートでも参画なのかなとは思いますが、確かに子供・若者委員のような形で継続的にこの会議に参加して、その意見がどういうふうに扱われていくのかをずっと見ていけるというような参画ではないのですけれども、単発でインタビューをして実施した意見が何らかの形で取り上げられたり、取り上げられなかったりというのをきちんとフ

ィードバックされていくというのにも参画なのかなと事務局としては捉えているところ
でございます。

一旦私からは以上となります。

○山本会長 ありがとうございます。

今お話がありましたとおり、まだこれから始めるところなので、今日はもう時間の限
りもありますけれども、この後、これは伝えておきたいなということはメールなどで事
務局へお伝えいただければ、今、平川さんのほうからありましたけれども、できる限り、
できないではなくて、できるような形で交渉したり、考えていきたいというお返事でし
たのですので、そしてまたこれまでもそのように取り組んでくださっていると私は思い
ますので、できれば御意見はいただきたい。そして、その後のことについては、時期的
なことと言うと、委員会の中で1回見せるということとはできないですね。次の委員会
のときにもう少し具体的になりますか。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 次のときには終わっている
かもしれない。結果になるかもしれないので、どのように実施していくかというのは一
旦、書面開催だと怒られてしまうかもしれないですけれども、メールで御報告させてい
ただいて、また意見を反映できるようにしたいなと思います。

あと、すみません。安部委員からありました令和10年度に何をするかというところ
ですが、毎年度進捗というか進み具合の確認だとかはすることにはなっていたのですが、
それ以外に、また皆さんからアイデアを出していただいてもいいのかなと思います。令
和10年度が指標の策定がなくなったというところで、またこんな議論をしたらどうだ
ろうというのにも皆さんからいただけたらありがたいなと思っています。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

ということなので、今日言い忘れたところは必ず事務局にお伝えいただいて、どの程
度できるかとか、どういうものが最終版になったかということについては、書面開催は
というところでも御意見がありましたけれども、メールなどで資料を送らせていただくだ
かないので、もう一度皆様方と会議を持つというのは時期的には難しいのかなという
ところもありますので、お忙しいところ大変恐縮ですけれども、資料を見ていただいて参
加いただければと思います。

会長・副会長で事務局とよく相談をさせていただきまして、できる限り御意見を反映
できるような形で調整をさせていただくということで、御一任いただければと思ってお
りますけれども、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本会長 申し訳ございません。

では、続きまして、検討事項の3つ目です。今日はここまで御承認いただかなければ
ならないので、進ませさせていただきます。「幼保連携型認定こども園に、理学療法士など

の専門職を配置する特例について」ということで、この説明を事務局からお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、保育支援課長から説明させていただきます。お願いします。

○落合福祉局子供・子育て支援部保育支援課長 保育支援課の落合と申します。

資料7を御覧ください。

初めに、①の国基準の改正の趣旨でございますが、この内容は令和6年12月にこども家庭庁が公表した保育政策の新たな方向性の中で示されている内容でございます。保育所などでは、障害のある子供や医療的ケアが必要な子供の受入れが増えておりますので、障害の有無にかかわらずできる限り同じ環境で過ごして、共に育ち合うことができるよう、理学療法士などを活用し、専門的な支援を行えるようにするというものでございます。

次に、右上の②特例の内容を御覧ください。今回の特例では、理学療法士等を、1人に限り、保育教諭とみなすことができます。保育教諭の人数は、例えば0歳の子供3人に対して保育教諭1人など、子供の年齢ごとに基準が決められておりますので、各園では基準を満たす人数の保育教諭を配置する必要がございますが、この特例を活用する場合は、理学療法士等を、1人に限り、保育教諭の人数に含めることができるというものでございます。

なお、理学療法士等は、教育課程に基づく教育には従事できないことになっております。

また、理学療法士等が保育を行うときは、保育教諭のサポートを受けられるようにする必要がございます。具体的には、理学療法士等と保育教諭が同じグループ、同じ保育室で保育を行うというものでございます。

次に、左下の③「理学療法士等」の範囲ですが、資格と子育ての知識・経験の両方に当てはまる人が特例の対象とされております。

最後に、④の東京都の対応ですが、国の改正に合わせて、都の規則を改正いたします。

なお、国の基準の改正は、今年4月1日から施行されております。都道府県の規程が改正されるまでの間は、国の基準を都道府県が定める基準とみなすとされております。今後、東京都の規則を改正した後は、東京都の規則が適用されます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山本会長 ありがとうございます。

幼保連携型認定こども園に理学療法士等が置けるということで今、御説明いただきました。これは国の法律改正に伴って、東京都もそれに合わせてするというものであります。内容的には、私も個人的に思うことはたくさんあるのですが、これについて御意見をいただいても、国の基準ですので変えられないというところはあるかと思うのですが、東京都の保育がちゃんとできるように、何か御心配なところとか御懸念

があれば御意見を少しいただくことができるかなと思いますので、もしあればお願いいたします。

では、関委員。

○関委員 八幡幼稚園の関です。

ここに私がまだ知らないことが多くて失礼な話かもしれませんが、幼保連携型認定こども園に限ってということも不思議な気がいたします。幼稚園型でも子供たちの分け方からいえば同じですし、幼稚園にもいろいろな子供がいるのはもう当たり前のことです。私個人にそういう人を月に何回かお願いしているところもありますけれども、そういうことによって教育者・保育者もとても利益になりますし、いざというときにそれは大変ありがたいことだということになったときに、それを認められたら大変ありがたいということなので、ここだけ分けるという理由もよく分からないので質問させていただきたいと思います。

○山本会長 幼稚園教諭は教諭だからだと思うのです。これは保育者としてみなせるということが一番大きくて、保育教諭としてみなすことができますというのは、幼保連携型認定こども園だから保育教諭になっているということだと思います。

落合さん、お願いします。

○落合福祉局子供・子育て支援部保育支援課長 御質問ありがとうございます。

今回の国の特例ができた背景ですが、先ほど申し上げた国が公表した保育政策の新たな方向性の中で、障害児保育の充実のために専門職を活用するという流れで来ておりまして、ですので、資料7の右上の②で少し触れさせていただきましたが、幼保連携型の中でも、教育課程に基づく教育には従事できないとされているのも、ここも何度か国に確認したのですが、今回の特例は障害児保育の充実というところにかかなり着目してつくられたようでして、以上が理由になっております。

○山本会長 ありがとうございます。

○関委員 続けていいですか。

でも、両面持っている人はどこの園にもいるはずなのです。ほぼ両面持っています。

それでもここだけということは、もう国だからしょうがないということなのですか。

○落合福祉局子供・子育て支援部保育支援課長 今回の特例は、障害児保育の充実というところから来ているというのが一番の大きな理由かと思います。

○山本会長 いろいろあると思うのですが、質問が2つ来ているのでいいですか。もし最後にあればどうぞお願いします。

オンラインの東委員、お願いします。

○東委員 すみません、遠藤様が先かなと思って。

○山本会長 遠藤委員もいます。ごめんなさい。

○東委員 このまま先に話させていただいても大丈夫ですか。

○山本会長 はい。

○東委員 同じ意見、重なりますけれども、まずは今回、障害のある子供たちに対して専門的な支援を担える人材が認定こども園の職員として認められるということは非常に喜ばしいことだと思っています。

質問は3つです。

まず、想定される業務内容がちょっとイメージできないので、一番考えられるのが、理学療法士等による1対1の個別療育ということを想定されているのかなと思いました。そこについてお聞きしたいです。

その場合、園の保育教諭がサポートできる体制が必要とあるのですが、この言葉がちょっと引っかかりまして、例えば1対1の個別のときに、保育教諭が同時にサポートするということは難しい。とすると、例えばグループとか、あるいは生活の中でしかこういった支援が行えないという制限があるのかなということを聞きたかったです。

2点目については、資格の重なりです。例えば、私は心理職ですが、心理職というのは大学を卒業していれば児童指導員資格を同時に取得しております。そういった場合の何か特例があるのかということが聞きたいということ。

3番目は先ほどと同じです。今後、保育所とか幼保連携型以外の認定こども園などに拡大していくということはないのかという3点をお聞きしたいと思いました。

最後に意見としてですが、もしこの特例が保育所等に拡大された場合、インクルーシブ保育としては非常に画期的な進歩を遂げるというふうに期待しています。私、心理職なので、発達支援という部分で臨床発達心理士の資格を推進している立場にもありますので、ぜひこういったことに協力していきたいという気持ちは持っています。資格の専門性の担保というところで、協力体制が取れたらと思っているところです。

こういった心理職員が保育所等に配置されることで、恐らく児童指導員の資格も生きてくると思いますので、その方向性に東京都が動いてくださることを切に願っております。

以上です。

遠藤様、申し訳ございませんでした。

○山本会長 ありがとうございます。

では、遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 遠藤でございます。

皆さんもおっしゃっていたと思うのですが、まず幼保連携型認定こども園だけというのがちょっと解せないのですが、認可保育所でも同じようにやっていただけないのかということを考えています。国のほうのこども家庭庁から出ている資料を見ると、ここは認定こども園だけという記載はないような気がするのですが、それについてお伺いしたいのですがよろしいでしょうか。

○山本会長 よろしいですか。

では、今いただいた質問をまとめます。

○溝口委員 今の質問にいいですか。

○山本会長 今のような感じの質問ですか。では、この並びでどうぞ。

○溝口委員 溝口と申します。

僕、現場の保育者なのだけれども、実際は、何でこんなことをするのと思っています。特例であることは極めて重要なことでありますから、これが一般基準にならないようには御配慮いただきたいなと。

何でそう思うかという、例えば看護職は保育士とみなせますね。当時もそうだったのですが、養護と医療というのは全く別物なのです。その頃からまるで養護の医療化が始まっています。療育と保育も別物なのです。ですから、見るとよく見えるのだけれども、やはり我々は養護の専門家ですから、看護の世界というならば、人の命の守り方が違いますね。先週の金曜日は子供と海に行っていました。その前の日は川で遊んでいました。ヒヤリ・ハットだ何とかだと言うならば行かないほうがいいですよ。ではなくて、夏のこの気候の中で体を十分に動かしながら、そこで遊ぶことによって様々育ちますよ。うちは家庭支援もありますから、保護者に弁当なんか作らせはしませんよ。途中のラーメン屋に寄って、好きなものを食べて、自分で選んで、これが食べたいなんて言いながら、ギョウザなんか間違えちゃって、たくさん頼んでしまったりして、誰が食うんだこんななんて言いながら、そんなところが実は日々の保育の中で、ここにももちろん障害児も入っているのですよ。

だから、個別的に療育で子供を育てるというよりも、我々は関係論の中でその子が育つというのを。だから、田中ビネーやWISCではかっているような世界と全く別物なのです。ですから、療育の専門家が入ることはいい部分もあるでしょうから、それはそれとしてよしなのだけれども、特例であるということは厳に注意していただかないと、これが一般的に全部に加配されるような感じになったのでは、養護の医療化ではなくて今度は養護の療育化が起きないかなとも懸念しております。その部分は保育の内容としての話なのですけれども、一方で今、皆さんがおっしゃったように、何で幼保連携型認定こども園だけなのというのは逆の意味ではありますね。特に私のところは東京都認証保育所、認可外ですからね。皆さん御存じですか。最後の最後に金が来るのですよ。でも同じ、全ての子供だと国が言っているわけですし、その辺りも含めると、何で幼保連携型認定こども園だけなのかなというのは、同じように疑問を持っています。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

質問が重複しているものもありますので、東京都として答えられるところと答えられないところもあるとは思いますが、なぜ幼保連携型認定こども園だけなのか、保育所などへの拡大なども、東京都として拡大とかいう可能性はないのかとか、その辺りを少しお答えいただけるかなということと、想定される業務の内容、個別療育をするのだろうけれども、その場合の保育教諭のサポートが必要だという部分であるとか、切り

分けをどうするのかとか、その辺りの見込みですかね。現場とはちょっと違うので、事務局としては回答が難しいかもしれませんが、そういうことが国のほうから指導があったかどうかというところでしょうかね。お答えいただければと思います。あと、心理職が現場に入るということは望ましいということもあるけれども、あくまでも特例というところがあるのではないかという御意見も最後にいただきました。

東京都として答えられるところという範囲で構わないので、お願いいたします。

○落合福祉局子供・子育て支援部保育支援課長 事務局から御回答させていただきます。

順番が前後してしまうかもしれませんが、

まず、今回の特例につきましては、説明が不十分で申し訳ありませんが、幼保連携型認定こども園だけに限定されたものではございません。今回、子供・子育て会議ということもあって、幼保連携型に着目して説明させていただきましたが、認可保育所なども対象となっております。こちらは6月末に開催された児童福祉審議会で同様の説明をさせていただきます。

また、今回の特例とは別に、国の公定価格の中で、もともと療育支援加算という障害児を受け入れた場合の加算があるのですが、そこに項目が追加されて、今回の特例とは別に、保育教諭を基準どおり満たした上で、プラスで理学療法士などを活用した場合は別途加算が出るような仕組みも講じられております。ですので、そういった加算を活用するのか、この特例を活用するのかというのは、施設のほうで選べる仕組みになっております。

また、想定される業務内容につきましては、資料7の一番下に参考として各専門職の業務内容に近いものを書いておりますけれども、個別支援、こういったノウハウ、専門性を生かすということが念頭にありますけれども、一方で、専門職を活用することによって、ほかの保育教諭の方の業務が過度に重くならないようにという配慮も必要ということは国の通知にも書かれておりますので、理学療法士などの専門職が一切保育に関わらないということは想定されておられません。この特例を活用する場合は、保育に入って、専門性も生かしながら保育の業務を行うことが想定されております。

また、保育教諭のサポートにつきましては、具体的にまだ国からは示されておられません。1対1が必要かとか、そこまでは書かれていないのですが、基準の職員の中に入るスタッフということになりますので、それを念頭に現場では業務分担を考える必要があると考えております。

また、心理担当職員につきましては、こちら先ほど児童指導員資格のことを御説明いただきましたが、国からはそこまで具体的なことがまだ示されていない状況です。

説明は以上でございます。

○山本会長 ありがとうございます。

今、御説明いただきまして、少し解決した部分もあるかなと思いますし、また、東京都として、このことについて、保育の充実という面からどういうふうにしていったらい

いかということを考えていくことは必要かなと思いますし、また、この計画の中でも触れる部分にもなってくるかなと思いますので、今後の詳しい内容を見ながら皆様方と議論を進めていきたいと思っておりますけれども、もしこの点につきましてまた個別の御質問がありましたら、事務局のほうにお願いしたいと思っております。

では、時間の関係もございますので、検討事項は終わりましたが、報告事項のほうに進めさせていただきます。計画の進捗状況の評価について、お願いします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 事務局から説明します。

資料8を御覧ください。計画における評価の考え方についてです。

初めて平成27年に計画をつくってから、取組がどれぐらいうまく進んでいるのかとか、どんな効果があったのかというのを会議の場で御報告させていただいていまして、皆様から意見をいただいております。

具体的には、それをどういうふうに行っているのかと申し上げますと、事業がどのぐらい実行されたかという、いわゆるアウトプットという実績だけではなくて、どんな成果が出たか、アウトカムについても、会議で決めた指標、はかりみたいなものを使って確認しているような状況です。それで今後の取組や新しい計画づくりに役立てています。

現在の第3期の計画につきましても、まずは東京都の関係する15局で成り立つ会議の中で、どれぐらい進んでいるかなどを確認したり、協力し合って話し合いを行って、今回、計画がどのように進んでいるかをこういった開かれた場で確認するために検討を行っていききたいと思います。

評価指標の設定の考え方、2のところですが、事業の成果をはかるための目安、この評価指標につきましても、計画の考え方や内容に合わせて、計画の3つの目標ごとに決めています。その目安としては、どんな成果を目指すのかというものが目標ごとにあるので、その目指す方向性に向かって、その達成度が分かるものを評価指標、物差しとしています。

成果自体を調べるときには、続けて比べられるように、なるべく数値的なデータを使って比較を行えるようにするというのを定めておりまして、実際には、資料9を御覧ください。細かい資料になっておりますが、これが昨年度、第3期の計画という形で、子供・子育て会議の皆さんと話し合って作成した評価の指標になっています。目標ごとに設定しておりまして、1枚目だけ御覧いただきますと、まず事業の項目ごとに左側から目指す成果を定めています。それに対して、事業の成果をはかるための目安としての評価指標が①②③などで示されています。①の評価指標に対して、その評価の取組状況を調べるために、数字などで確認できる項目をアウトカムとして設定している状況です。アウトカムは通し番号になっていまして、グラフデータ化できるものについては、会場では印刷して置いておりますが、厚い資料10というものに載せております。これが今日皆さんに御覧いただきたい内容になっています。

とてもたくさんありますので、ごく簡単に。資料の33ページの目標3のところの子

供の権利擁護の取組というのがありまして、ここに幾つか新しい項目なども設定を昨年度しましたので見ていきたいと思います。33ページを御覧ください。

緑のところです。子供の権利擁護の取組の30番、子供が権利の主体として尊重されているかというところの評価指標に対して、一つ一つ、30番では、子供が権利の主体であることを知っている子供の増加をとうきょうこどもアンケートで見ていくという形で、令和6年度と7年度を比較する形に設定されています。そんなに変化がないのですが、「よく知っていた」「少しだけ知っていた」というのはほぼ横ばいかなという形なので、引き続き啓発というか周知が必要だということが分かってきます。

続きまして、34ページ、31番の大人たちが私の話をきちんと聞いてくれると思う子供の増加というところにつきましては、逆に少し下がってしまっているというようなことだったりしますので、これも引き続き子供の権利、今度は大人たちにも必要だなと。もっと子供の権利について知ってもらう必要があるなということが分かります。

次の32番も同様です。子供が権利の主体であることを知っている大人の増加ということで、形上は知っているが、少し増えているような形ではありますが、子供からしてみれば、自分の話を聞いてくれているというふうに、飛躍的に増えているというわけではないということが分かったりします。

続きまして、新しく設定したものとして、33番はまだ比較ができる状況ではないのですが、子供の権利擁護機関を設置している自治体の数の増加ということで、子供が困り事だとかを相談し、それに対して、困り事の相手側の機関と子供の意見をそれぞれ聞いて仲裁するような機関を設定している自治体が幾つかあるのですが、東京都自体も全域を対象にした子供の権利擁護専門相談事業というものをやっているのですが、同様の仕組みを持っている自治体はまだ14だけという形になっています。しかも、児童相談所を設置しているような区が多いという状況です。

続きまして、34番も新しく設定した内容で、とうきょうこどもアンケートから取っていますが、子供が幸せな生活を送れているかを見るアウトカムとして、毎日たくさん笑っている子供の増加を見ていきたいと考えています。令和6年度、7年度だとほとんど変わらないですけれども、たくさん笑っているというのは10が一番で、9とか10で半分ぐらいということで、意外と毎日たくさん笑っていると回答した子供の数が多いなというのが事務局としての感想になります。

そういった内容を定めていたりとか、あとは45ページから、皆さんの関心が高い子供の居場所づくりのところですか。学童クラブの登録児童数の増加だとか、待機児童の解消はもともと設定されていたアウトカムになりますけれども、例えば48ページの46番の遊べる場所や気持ちよく過ごせる場所がたくさんあると思う子供の増加や、47番の朝の居場所づくりだとか、あとは54ページの認証学童クラブの実施区市町村の増加ですとか、あとはこれも子供の権利についての取組なのですが、児童館ガイドラインの改正に対応している区市町村の数の増加などは新しく設定した内容ですので、今後、注

視していく、皆さんと一緒に見ていく必要があるなと感じております。

一応細かい資料として資料11もつけていまして、これは計画に掲載している500ぐらいの事業についての事業の概要と実績、過去5年分をまとめたものになっています。一番右端に目標値を掲げている事業について印がついているかと思いますので、参考に御覧ください。

説明は以上になります。

○山本会長 ありがとうございます。

今、報告事項ということで、これまでの計画の評価について御説明をいただきました。アウトプットとアウトカムの違いとか、いろいろ難しいところもありますけれども、資料9が一番分かりやすいかと思いますが、いろいろなデータを取りながら、実際に今、平川さんのほうからアンケート調査の新しい項目なんかもお話しくささいましたとおり、客観的に見て数値である程度成果として言えるものが出てくるものを探して、頑張っているいろいろな載せながら、施策の充実を図っているというところになります。計画を立てて、実施しているとか、頑張っているというのがこれまでだったのが、実施した結果どうなったのかということまで見て評価しようというのがこの計画の位置づけなので、いろいろ難しく、データが実際ないものとか、取れないものとかもあります。なので、今回、取れないものは取り出しましたとか、初めてなので比較がありませんとかというものもあるのですけれども、ほかのデータで説明できるものもあるのですが、できる限り具体的にちゃんとダイレクトに継続できるものを探しているところです。

資料が大変膨大なので、興味はもちろんおありだと思いますので、ぜひ個別に見ていただいて、また評価の指標について話す回がありますので、そのところで、このとき見たものの、これは何でなのだろうとか、もっとこういうものを取ったらどうかとかというのがきつとおありかなと思いますので、ぜひそこは言っていただければと思います。

今の報告につきまして、何か質問とか、分からないとか、もう少しというのはございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

実際評価を考えると、もっとこんなものがあつたらいいのにとというのは、後になって出てくることはたくさんあるのですけれども、割と頑張って探しているいろいろなデータを使っていますので、ぜひ見ていただくと東京都の今の子供の状況がよく分かりますので、また、見直しのときの項目を立てるヒントにもなるかと思います。ぜひ御覧になっていただければと思います。

では、御意見は特によろしいでしょうか。

○鳥居委員 本当に様々なデータを取る工夫をしていただいて、私たちがお話しした内容も取っていただいて、本当にありがたいなと思います。

今後の新たな方向性として、量から質へ、学びの質ですね。施設等は増えてきているのだけれども、実質その中身の子供たちの教育・保育の質だったり、学童保育の中身

のところだったり、ここのところが数値で表すのはすごく難しいところなのです。けれども、ぜひこのところをしっかりと押さえていただいて、場所だけあって、子供たちがその中でつらい思いをしているというような子がいないようにしていただきたいなと思っていますところでは。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

いつも質のことは本当に議論が紛糾して、いろいろな見方で質の御意見があるので、できるだけ皆さんの考えが合うような形で今回も計画をつくっていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

オンラインの委員の方、よろしいでしょうか。もし何か最後ありましたら。

ありがとうございました。

では、御協力いただきまして、用意されました議題が全て終わりましたので、先ほどの進捗も含めて何か回答は特にないので、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 進捗の報告はまた適宜行っていきたくて思ひまして、まだデータがそろっていないものもありますので、参考資料などで会議のときにつけて、皆さんに御確認いただきたいと思っております。

また、教育・保育の質につきましては、いつもたくさん御意見をいただき、なかなかどうデータを取ったらいかがが難しい部分はあるのですが、また次の検討のときに御意見いただければありがたいなと思っております。

それでは、本日は本当に貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。年度内にもう一回開催を予定しています。

次回の日程については、改めて御連絡いたします。

なお、本日の配付資料につきましては、お持ち帰りいただいて構いませんが、机の上に置いたままにしていいただければ、後日郵送させていただきます。

事務局からは以上となります。

○山本会長 ありがとうございました。

本当に忙しい中、お集まりいただきまして、今回、オンラインで御参加の委員、時間帯のこともありますし、時期もちょうど夏ということもありますし、仕方がないかなと思うところではございますが、子供・若者委員も参加になりましたし、実際対面でお会いできる機会があればと思っておりますので、ぜひ御都合をつけていただきまして、次回、より多くの方にお会いできるといいかなと思ひます。

お忙しい中、皆様、お集まりいただきまして、本当に今日はどうもありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで終了いたしますが、御意見などにつきましては、適宜事務局のほうにお送りいただきまして、子供の声を聴くアンケートの実施につきましては、この後、副会長とも相談させていただいて、よりよいものができるように作成さ

せていただきまして、お知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日、皆様、どうもお疲れさまでした。

ありがとうございました。

閉 会

午後 6 時 5 5 分